

釧路市第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準要綱

(目的)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の3第2項の規定に基づき、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の2第1項第3号に規定する市町村が定める額（以下「第1号事業支給費」という。）の他、第1号事業支給費の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(第1号訪問事業又は第1号通所事業に要する費用の額)

第2条 省令第140条の63の2第1項第1号イの規定に基づき釧路市が定める第1号訪問事業又は第1号通所事業に要する費用の額は、介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）に定める単価（以下、告示第72号に定める単価）に、別表に掲げる1単位の単価を乗じて算定するものとする。

2 前項に規定する場合において、第1号訪問事業のうち訪問型サービスAは、告示第72号に定める単価の別表単位数表の訪問型サービス費のイからへまで、及び第1号通所事業のうち通所型サービスAは告示第72号に定める単価の別表単位数表の通所型サービス費のイについて、それぞれの所定単位数に100分の90を乗じ1円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入して計算したものに読み替える。

3 第1項の規定により算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

(第1号事業支給費の額の特例)

第3条 市長は、災害その他特別な事業があることにより必要な費用を負担することが困難であると認めるときは、事業対象者の申請により、第1号事業支給費の額の特例を決定することができる。

2 第1号事業支給費の額の特例に関する基準及び手続は、釧路市介護保険施行等に関する規則（平成17年釧路市規則第162号）第18条を準用する。

(第1号事業支給費に係る審査及び支払)

第4条 市長は、第1号事業支給費に係る審査及び支払に関する事務を、法第115条の45の3第6項の規定により北海道国民健康保険団体連合会に委託して行う。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 9 月 21 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第 2 条）

サービス種類	1 単位の単価
訪問型サービス（訪問介護相当） 訪問型サービス A	厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成 27 年厚生労働省告示第 93 号。以下「単価告示」という。）の規定により 10 円に釧路市の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額とする。
通所型サービス（通所介護相当） 通所型サービス A	単価告示の規定により 10 円に釧路市の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額とする。